

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	49
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	134

取扱廃止事前通知（株式等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)		取扱廃止事前通知（株式等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)	
(略)					(略)				
増減資等の内容（株式）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)		増減資等の内容（株式）	(略)	同上	(略)	
総新株予約権付社債権者通知提出日程案内	(略)	規則第 321 条（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)		総新株予約権付社債権者通知提出日程案内	(略)	規則第 321 条（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)	
取扱廃止事前通知（新株予約権付社債）	(略)	規則第 321 条（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 337 条第 2 項（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて</u>	(略)		取扱廃止事前通知（新株予約権付社債）	(略)	規則第 321 条（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 337 条第 2 項（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。）</u>	(略)	

		準用する場合を含む。)	
(略)			
総新株予約権付社債権者報告数量	(略)	規程第 243 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)
(略)			

②・③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧 (発行口記録情報通知)	(略)	規程第 276 条第 3 項、同第 276 条の 3 第 2 項	(略)
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	(略)	規程第 276 条第 6 項、同第 276 条の 3 第 5 項	(略)

(略)			
総新株予約権付社債権者報告数量	(略)	規程第 243 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)
(略)			

②・③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧 (発行口記録情報通知)	(略)	規程 276 条第 3 項	(略)
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	(略)	規程第 276 条第 6 項	(略)

(略)			
④の2～⑥ (略)			
⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧（発行口記録情報通知）	(略)	規程第 276 条第 3 項、 <u>同第 276 条の 3 第 2 項</u>	(略)
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	(略)	規程第 276 条第 6 項、 <u>同第 276 条の 3 第 5 項</u>	(略)
(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章、 <u>第 6 章の 2、第 8 章及び第 8 章の 2</u> において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第	(略)

(略)			
④の2～⑥ (略)			
⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧（発行口記録情報通知）	(略)	規程276 条第 3 項	(略)
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	(略)	規程276 条第 6 項	(略)
(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章及び第 8 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第	(略)

		1 項（同第 6 章から第 8 章の 2 まで（同第 6 章の 2 を除く。））において読み替えて準用する場合を含む。）、同第 186 条第 1 項（同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）				1 項（同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、同第 186 条第 1 項（同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。）		
(略)				(略)				
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第 68 条（同第 5 章から第 7 章の 2 まで（同第 5 章の 2 を除く。））において準用する場合を含む。）、同第 256 条（同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。）	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第 68 条（同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。）、同第 256 条（同第 4 章において準用する場合を含む。）	(略)	
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項（同第 6 章から第 8 章まで（同第 6 章の 2 を除く。））において読み替えて準用する場	(略)	前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項（同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）、同第 175	(略)	

		合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項				条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項		
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)	(略)		前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	(略)
前日残高保留指定請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第	(略)		前日残高保留指定請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含	(略)

		4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)		
前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、規程第188条(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2	(略)		振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替	(略)

		を除く。)において読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)				えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)		
(略)				(略)				
新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項(同第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項	(略)	
(略)				(略)				
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項(同第271条の4において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、	(略)	新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準	(略)	

		同第 94 条第 7 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 277 条の 13 第 7 項、同第 277 条の 15 第 7 項、 <u>同第 277 条の 17 第 7 項、</u> 同第 285 条の 23 第 7 項、同第 285 条の 25 第 7 項、同第 285 条の 27 第 7 項、 <u>同第 285 条の 29 第 7 項</u>				用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 277 条の 13 第 7 項、同第 277 条の 15 第 7 項、同第 285 条の 23 第 7 項、同第 285 条の 25 第 7 項、同第 285 条の 27 第 7 項、 <u>第 285 条の 29 第 7 項</u>	
総株主報告データ	(略)	(略)	規則第 186 条第 1 項、 <u>同第 356 条の 5 第 1 項、</u> <u>同第 357 条の 65 第 1 項</u> に定める日に入力	総株主報告データ	(略)	(略)	規則第 186 条第 1 項、 <u>第 357 条の 65 第 1 項</u> に定める日に入力
総新株予約権付社債権者報告データ	(略)	規程第 244 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替	(略)	総新株予約権付社債権者報告データ	(略)	規程第 244 条第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場	(略)

		えて準用する場合を含む。)				合を含む。)		
特別株主管理 事務委託状況 報告データ	(略)	規程第 120 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 43 第 1 項	(略)		特別株主管理 事務委託状況 報告データ	(略)	規程第 120 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。)、第 285 条の 43 第 1 項	(略)
担保受入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項	(略)		担保受入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。)、同 第 285 条の 44 第 1 項	(略)
担保差入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章から 第 8 章まで (同 第 6 章の 2 を除 く。)) において 読み替えて準用 する場合を含 む。)、同第 285 条の 44 第 1 項 又は第 2 項	(略)		担保差入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章から 第 8 章までにお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項又は第 2 項	(略)
(略)					(略)			

配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)		配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)	
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	(略)		振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	(略)	
(略)					(略)				
② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) からの入力					② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) からの入力				
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考		データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	
口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第 45 条第 1 項 (同第 6 章及	(略)		口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第 45 条第 1 項 (同第 6 章、	(略)	

タ		び第7章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)		タ		第7章及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	
新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第214条第1項、同第268条第1項、同第276条の2第1項、同第285条の8第1項	(略)	新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第214条第1項、同第268条第1項、同第285条の8第1項	(略)
(略)				(略)			
一部抹消通知データ	(略)	規程第75条第2項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	一部抹消通知データ	(略)	規程第75条第2項(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	(略)	規程第170条第1項(同第6章から第8章まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を	(略)	配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	(略)	規程第170条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の75	(略)

		含む。)、同第 285 条の 75 第 1 項	
(略)			
③ 略			
(2) 出力			
① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受 の時間	規程又は規則	備考
(略)			
口座通知情報 確認結果デー タ	(略)	規程第 45 条第 2 項 (同第 5 章 から第 8 章の 2 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)	(略)
新規記録通知 情報データ	(略)	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)、同第 276 条の 2 第 2 項、同第 285 条 の 8 第 2 項	規則第 44 条第 3 項、 <u>同第 48 条第 3 項、同第 354 条の 2 第 8 項</u> に定める日に 出力
(略)			

		第 1 項	
(略)			
③ 略			
(2) 出力			
① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受 の時間	規程又は規則	備考
(略)			
口座通知情報 確認結果デー タ	(略)	規程第 45 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章まで 及び第 8 章の 2 において読み替 えて準用する場 合を含む。)	(略)
新規記録通知 情報データ	(略)	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)、同第 285 条の 8 第 2 項	規則第 44 条第 3 項、 <u>第 48 条 第 3 項</u> に定める 日に出力
(略)			

新規記録通知 情報（新株予 約権）データ	(略)	規程第 268 条第 3 項（同第 6 章 の 2 において読 み替えて準用す る場合を含 む。）	(略)		新規記録通知 情報（新株予 約権）データ	(略)	規程第 268 条第 3 項	(略)	
(略)					(略)				
残高確認デー タ	(略)	規程第 139 条第 1 項（同第 6 章 から第 8 章まで （同第 6 章の 2 を除く。）にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 235 条第 1 項 （同第 5 章及び 第 6 章の 2 にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 285 条の 51 第 1 項	(略)		残高確認デー タ	(略)	規程第 139 条第 1 項（同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。）、同 第 235 条第 1 項 （同第 5 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、第 285 条の 51 第 1 項	(略)	
(略)					(略)				
取扱廃止事前 通知（株式 等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条 の 62 第 2 項	(略)		取扱廃止事前 通知（株式 等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 357 条の 62 第 2 項	(略)	

総新株予約権付社債権者通知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		総新株予約権付社債権者通知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
取扱廃止事前通知 (新株予約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		取扱廃止事前通知 (新株予約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)					(略)				
配分明細通知データ	(略)	規程第 82 条第 1 項 (同第 92 条第 2 項、同第 103 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項 (同第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 88 条第 1 項、同第 90 条	規則第 116 条第 1 項、同第 126 条第 1 項、同第 134 条第 1 項、同第 149 条第 1 項、同第 297 条、同第 313 条第 1 項、同第 355 条の 16 第 1 項、同第 355 条の 24 第 1 項、同第 355 条の 32 第 1 項、同第 357 条の 24 第 1 項、同		配分明細通知データ	(略)	規程第 82 条第 1 項 (同第 92 条第 2 項、同第 103 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 88 条第 1 項、同第 90 条第 1 項、同第 97 条第 1 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替え	規則第 116 条第 1 項、同第 126 条第 1 項、同第 134 条第 1 項、同第 149 条第 1 項、同第 297 条、同第 313 条第 1 項、同第 357 条の 24 第 1 項、同第 357 条の 32 第 1 項、同第 357 条の 40 第 1 項、第 357 条の 48 第 1 項に定める	

		第1項、同第97条第1項 (同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第220条第1項、同第227条第1項 (同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の14第1項、同第277条の16第1項、 <u>同第277条の18第1項</u> 、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	第357条の32第1項、同第357条の40第1項、 <u>同第357条の48第1項</u> に定める日に出力			て準用する場合を含む。)、同第220条第1項、同第227条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の14第1項、同第277条の16第1項、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	日に出力	
総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知	(略)	規程第243条第1項(同第5章及び <u>第6章の2</u> において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知	(略)	規程第243条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)				(略)				

担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)		担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)	
(略)					(略)				
② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力					② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力				
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考		データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	
口座通知情報データ	(略)	規程第 44 条第 5 項 (同第 5 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		口座通知情報データ	(略)	規程第 44 条第 5 項 (同第 5 章から第 7 章まで及び第 8 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)					(略)				
新株予約権行使・抹消請求取次データ	(略)	規程第 265 条第 8 項 (同第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		新株予約権行使・抹消請求取次データ	(略)	規程第 265 条第 8 項	(略)	

		む。)					
(略)				(略)			
一部抹消通知 情報データ (TA用)	(略)	規程 76 条第 2 項 (同第 5 章か ら第 7 章までに おいて読み替え て準用する場合 を含む。)	(略)	一部抹消通知 情報データ (TA用)	(略)	規程 76 条第 2 項	(略)
(略)				(略)			
取扱廃止事前 通知 (株式 等)	(略)	規則第 183 条第 2 項 (同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。) 同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条 の 62 第 2 項	(略)	取扱廃止事前 通知 (株式 等)	(略)	規則第 183 条第 2 項 (同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。) 同第 357 条の 62 第 2 項	(略)
総株主通知デ ータ (株主情 報)	(略)	(略)	規則第 182 条、 同第 356 条、同 第 357 条の 61 に定める日に出 力	総株主通知デ ータ (株主情 報)	(略)	(略)	規則第 182 条、 第 357 条の 61 条に定める日に 出力
(略)				(略)			
総新株予約権 付社債権者通 知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び 第 5 章の 2 にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)	(略)	総新株予約権 付社債権者通 知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同 4 章におい て読み替えて準 用する場合を含 む。)	(略)
取扱廃止事前 通知 (新株予 約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び 第 5 章の 2 にお	(略)	取扱廃止事前 通知 (新株予 約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同 4 章におい て読み替えて準	(略)

		いて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債数情報)	(略)	規程第 245 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第 320 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。) に定める日に出力
(略)			

③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続 (統合チャンネルシステム接続及び J E X G W システム接続)

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。))	(略)

		用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債数情報)	(略)	規程第 245 条第 1 項	規則第 320 条に定める日に出力
(略)			

③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続 (統合チャンネルシステム接続及び J E X G W システム接続)

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用す	(略)

		において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項				る場合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項	
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日振替請求	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) にお	(略)	当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含	(略)

		いて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)		
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	(略)	規則第68条の2(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	(略)	規則第68条の2(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)				
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場	(略)		振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第187条(同第5章において読み	(略)

		合を含む。)、規程第 187 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 251 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)				替えて準用する場合を含む。)、規則第 251 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)		
一時停止・同解除申告	(略)	規程第 58 条 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 187 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		一時停止・同解除申告	(略)	規程第 58 条 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 187 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第	(略)		当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	(略)

		4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)		
当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。))	(略)		当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。))	(略)
受入予定証券引渡完了請求	(略)	規則第69条第2項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第257条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。))	(略)		受入予定証券引渡完了請求	(略)	規則第69条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第257条第2項(同第4章において準用する場合を含む。))	(略)
(略)				(略)				
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2	(略)		プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2	(略)

		まで(同第5章の2を除く。) において準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項、 <u>同第276条の2第5項</u> 、同第285条の8第5項	(略)
(略)			

		までにおいて準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項、同第285条の8第5項	(略)
(略)			

②～④ (略)
(注) (略)

4 加入者情報Web端末
(1) 入力
① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	—
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	報告期限日までに入力

②～④ (略)
(注) (略)

4 加入者情報Web端末
(1) 入力
① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	—
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	報告期限日までに入力

(略)	(略)
② (略)	② (略)
(2) (略)	(2) (略)
5 (略)	5 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上

<p>新投資口 予約権行 使請求取 次状況公 表手数料</p>	<p>振替新投 資口予約 権</p>	<p>新投資口 予約権行 使請求取 次状況の 公表の対 象となっ た取扱銘 柄の発行 者</p>	<p>公表1銘柄につき2万円 ただし、公表期間が1か月を超える場合 には、1か月を超えた日数1営業日につ き1,000円を加算する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(注) 1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。</p> <p>5. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数、振替新投資口予約権については新投資口予約権の数をいう。ただし、当該振替新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該振替新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とし、当該振替新投資口予約権の目的となる投資口の金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外である場合には、当該振替新投資口予約権の口座残高を新投資口予約権の目的となる投資口の売買単位で除した数とする。</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>8. 新規記録手数料については、新株式数申告、新投資信託受益権口数申告又は新受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。</p> <p>9. ・ 10. (略)</p> <p>3. (略)</p>				<p>(注) 1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 振替株式、振替投資口及び振替優先出資における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。</p> <p>5. 振替新株予約権付社債及振替新株予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。ただし、当該新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とする。</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>8. 新規記録手数料については、新株式数申告又は受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。</p> <p>9. ・ 10. (略)</p> <p>3. (略)</p>			

2. 附 則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上